

米子市監査委員告示第7号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月12日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	陶	山		晃
同	矢	倉		強

1 監査の対象

観光課

2 監査の範囲

主として平成22年4月1日から平成23年3月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成23年5月25日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・矢倉 強

5 監査の概要

観光課は経済部に所属し、組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 観光計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 観光資源の調査及び開発に関すること。
- (3) 観光施設の整備に関すること。

- (4) 観光宣伝及び観光客誘致に関すること。
- (5) 観光行事に関すること。
- (6) 観光協会その他観光関係団体との連絡調整に関すること。
- (7) コンベンションビューローの活動支援に関すること。
- (8) 米子国際会議場に関すること。

今回の監査は、当課が担当する業務のうち、予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

なお、当課における平成22年度の一般会計の歳入歳出予算執行状況（平成23年3月末日現在）は、別表のとおりであった。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅費に関する事務について、関係書類を検算し、及び照合した結果、適正に事務処理されていた。

イ 行政財産使用料に関する収入事務について、納付期限を調定日から20日を超えて定めているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ウ eー地域資源活用事業助成金に関する収入事務について、調定日が誤っていたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

エ 委託契約に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、施設に係る機器等の保守点検業務において、点検業務実施後、実施報告書（点検結果報告等）に係る検査完了の事務処理がされておらず、また、正当決裁者への報告がされていないものがあったので、委託契約事務処理指針（平成15年10月14日付け会計課通知）、米子市契

約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

オ 指定管理に関する事務について、基本協定書、年度協定書その他関係書類を点検した結果、例月事業報告書において、検査完了の事務処理がされていないものがあったので、今後、適正に事務処理すること。

カ 工事請負費に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

キ 米子市観光開発促進資金貸付金に関する事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

ク 補助金及び負担金に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、実績報告書において正当決裁者が誤っているもの及び実績報告書を提出させていなかったものがあったので、米子市事務専決及び代決規程及び米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ケ 土地借料及び施設使用料に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

コ 時間外勤務手当について、支給額の誤っているものがあったので、至急、清算すること。

(2) 公有財産の管理事務

ア 行政財産の目的外使用許可に関する事務について、関係書類を監査した結果、米子市観光センターにおける自動販売機の設置について、毎年度使用許可の手続が必要であるが、申請書の提出を受けておらず、使用許可をしないまま使用させているものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）及び市有施設の自動販売機設置に係る取扱方針（平成20年11月27日付け総務部総務管財課長通知）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 工事現場事務所の設置に係る行政財産の目的外使用について、許可した使用期間の中途において申請者が使用物件の使用を取りやめた際に、その旨を口頭で受け付けたのみであり、取りやめについての届出及び確認の記録がなかったため、米子市公有財産規則の規定に基づき、

今後、適正に事務処理すること。

ウ 普通財産の貸付けに関する事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されているものと見受けられた。

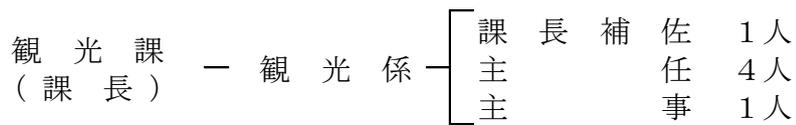
エ 公有財産購入費の支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されているものと見受けられた。

オ 公有財産台帳の整備について、観光課公有財産台帳副本を総務管財課公有財産台帳正本と照合した結果、土地台帳、建物台帳、公有財産貸付台帳及び不動産借受台帳において、副本を作成していないものがあった。また、土地台帳副本において、土地面積を修正していないものがあったので、米子市公有財産規則の規定に基づき、速やかに整備すること。

(3) 物品の管理事務

備品の管理について、個別備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、適正に事務処理されていた。

別図 組織図



別表 平成22年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (平成23年3月末日現在)

歳入 (単位 ; 円 . パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
商工使用料	38,000	1,301,695	41,695	1,260,000	109.7	3.2
商工費 国庫補助金	1,300,000	0	0	0	0.0	-
財産貸付収入	3,000,000	4,071,403	0	4,071,403	0.0	0.0
商工業振興資金 貸付金元利収入	16,231,000	16,423,000	16,423,000	0	101.2	100.0
雑入	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	100.0	100.0
商工債	18,300,000	12,800,000	12,800,000	0	69.9	100.0
合計	43,869,000	39,596,098	34,264,695	5,331,403	78.1	86.5

※繰越額を含む。

※収入未済額に不納欠損額1,260,000円を含む。

歳出 (単位 ; 円 . パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
商工業振興費	16,423,000	16,423,000	16,423,000	0	100.0	100.0
観光費	311,541,584	306,853,310	305,823,137	5,718,447	98.2	99.7
観光センター費	25,373,166	23,571,934	23,133,034	2,240,132	91.2	98.1
合計	353,337,750	346,848,244	345,379,171	7,958,579	97.7	99.6

※繰越額を含む。